

公益社団法人 日本矯正歯科学会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本矯正歯科学会定款第4条（5）及び（9）の規定に基づき、わが国における歯科矯正学の進歩発展に優れた功績が認められた者の顕彰及び若手研究者の学術奨励を行うことを目的とする。

（種類） 第2条 本会の表彰として、日本矯正歯科学会賞（以下「学会賞」という）、日本矯正歯科学会学術奨励賞（以下「奨励賞」という）、日本矯正歯科学会特別功労賞

（以下「特別功労賞」という）及び日本矯正歯科学会論文賞（以下「論文賞」という）を設ける。

2 学会賞は、わが国における歯科矯正学の教育・研究の進歩発展、あるいは矯正歯科医療の充実に優れた功績が認められた者に授与する。

3 奨励賞は、歯科矯正学分野において、学術的又は臨床的に優れた業績が認められ、かつ将来に大きな展望が期待できる若手研究者に授与する。

4 特別功労賞は、日本矯正歯科学会の事業の推進に多大な貢献があった者に授与する。

5 論文賞は、Clinical and Investigative Orthodontics（以下、CIO）及びClinical and Investigative Orthodontics (Japanese Edition)（以下、CIO(JE)）に掲載された論文のうち、学術的又は臨床的に優れた論文に授与する。

（受賞者の選考）

第3条 学会賞、奨励賞、特別功労賞及び論文賞の選考は、毎年行う。

2 学会賞、奨励賞、特別功労賞及び論文賞の受賞候補者選考のため、理事長は受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

3 学会賞選考委員会は、理事長を含めた委員4名によって構成する。

4 奨励賞選考委員会及び論文賞選考委員会は、学術理事、編集理事を含めた委員4名によって構成する。

5 特別功労賞選考委員会は、理事長を含めた委員4名によって構成する。

6 学会賞選考委員会は、学会賞候補者の推薦を理事会に依頼する。

7 奨励賞選考委員会は、CIO及びCIO (JE)上で奨励賞候補者を公募する。

8 特別功労賞選考委員会は、特別功労賞候補者の推薦を理事会に依頼する。

9 論文賞選考委員会は、CIO及びCIO (JE)上で論文賞候補者を公募する。

10 選考委員会は、各賞の受賞候補者について審議し、それぞれの受賞候補者を選定する。

11 学会賞の受賞者は、理事会及び社員総会の議を経て決定する。

12 奨励賞、特別功労賞及び論文賞の受賞者は、理事会の議を経て決定する。

(表彰等)

第4条 学会賞，奨励賞，特別功労賞及び論文賞の表彰は，本学会学術大会において行う。

2 奨励賞の受賞者は，受賞対象論文の要約を表彰年度のCIO及びCIO (JE)上で発表する。

(その他)

第5条 受賞候補者の選考に関し必要な事項は別に定める。

第6条 この規程を変更し，又は廃止しようとするときは，社員総会の議決を経なければならない。

附 則

1 本規程は，内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。

2 本規程は，平成 28 年 2 月 29 日に改正し，同日から施行する。

3 本規程は，令和 4 年 10 月 5 日に改正し，同日から施行する。